

消費生活かわら版

令和5年度
特別号

編集・発行 福岡市消費生活センター

〒810-0073

福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号あいふ7階

TEL092-712-2929 FAX092-712-2765

相談専用電話 092-781-0999

受付時間

月曜日～金曜日：9時～17時（来所相談は要予約）

第2・4土曜日：10時～16時（電話相談のみ）

※祝休日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

令和4年度
【販売購入形態別】

相談件数ランキング

全相談件数 11,131件
(前年度比 3.5%増)

第1位

通信販売 4,556件

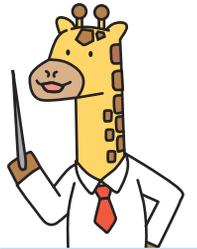
(インターネット通販、カタログ通販、テレビショッピングなど)

第2位

店舗購入 2,638件

第3位

訪問販売 670件



福岡市消費生活センター
啓発キャラクター
これっ麒麟先生

令和4年度に消費生活センターに多く寄せられた、事例をご紹介します。

事例
1

お試しのつもりが「定期購入」に!?!



サイトくん



アドバイス

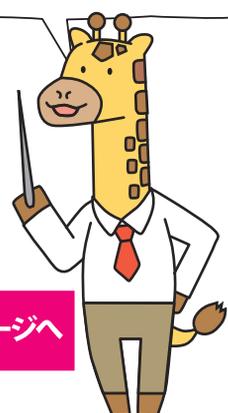
- ◆商品を購入するときは、申込みの最終確認画面で契約内容や解約条件の細部をしっかりと確認しましょう。
- ◆いつでも解約できると表示されていても、事業者に電話してもつながらないなど、実際には容易に解約できないケースもあります。
- ◆不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

注文する前に確認しましょう!

- ◆定期購入が条件になっていませんか? 定期購入が条件になっている場合、継続期間や購入回数が決まっていますか?
- ◆支払うことになる総額はいくらですか?
- ◆解約の際の連絡手段を確認しましたか?
- ◆「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」(返品特約)、解約条件を確認しましたか?

※契約後のトラブルに備え、申込みの最終確認画面はスクリーンショットで保存しておきましょう。

次のページにもよくある
トラブル事例を紹介しています。
大切なことなので
必ず読んでくださいね。



次のページへ

福岡市長 高島宗一郎

福岡市では、消費者被害を未然に防止するため、引き続き、消費者団体・地域の方々・事業者と連携しながら様々な取り組みを進めてまいります。

困ったときは、一人で悩まず消費生活センターや警察に相談してください。

福岡市では、消費者被害を未然に防止するために、引き続き、消費者団体・地域の方々・事業者と連携しながら様々な取り組みを進めてまいります。

福岡市消費生活センターでは、専門の知識を持った相談員が、商品やサービスの契約に関するトラブルなどについて電話や来所(要予約)で相談に応じています。近年、消費者を取り巻く環境は、商品・サービスの多様化や情報化の進展などにより大きく変化しており、消費者トラブルも複雑化しています。

困ったときは
一人で悩まず相談を